

令和元年10月からの消費税率引上げに伴う介護保険料軽減の概要

平成30年度第4回の運営委員会でお示いたしました、令和元年10月からの消費税率引上げに伴う介護保険料軽減につきましては、平成31年4月10日に開催されました臨時議会での審議を踏まえ、第1段階の保険料率をさらに引き下げ、下表のとおりとなりましたので、御報告いたします。

所得段階		平成30年度 (2018)		平成31年度 (2019)		令和2年度 (2020)		
		7期計画	27年4月以降 の軽減対策	10月からの 軽減対策完全実施		通年での 軽減対策完全実施		
第1段階	国の標準値	0.50		0.45			0.30	
	市保険料率	0.45	⇒	0.40	⇒ ※	0.34	⇒	0.28
	年額保険料	27,000円		24,000円	⇒	20,400円		16,800円
第2段階	国の標準値	0.75		0.75			0.50	
	市保険料率	0.66	=	0.66	⇒ ※	0.58	⇒	0.50
	年額保険料	39,600円		39,600円	⇒	34,800円		30,000円
第3段階	国の標準値	0.75		0.75			0.70	
	市保険料率	0.70	=	0.70	⇒ ※	0.675	⇒	0.65
	年額保険料	42,000円		42,000円	⇒	40,500円		39,000円

※ 平成31年度は、10月から半年間の軽減のため、平成27年4月以降の軽減対策の保険料率（平成30年度）と令和2年度の通年実施の保険料率（令和2年度）の中間の割合となる。